



発行 東京都

目次

告示

○都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…一

告示(選)

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………三

告示(公)

○警備員等の検定の実施(二件)……………三

○警備員指導教育責任者講習の実施(三件)……………五

公告

○国土調査の成果の認証(三件)……………八

……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)…八

○街区境界調査成果の認証(三件)……………九

……(特定漁港漁場整備事業計画案の縦覧)…九

……(特定漁港漁場整備事業計画案の縦覧)…九

……(特定漁港漁場整備事業計画変更案の縦覧)…一〇

○土地収用法による収用の裁決手続開始……………一〇

告示

●東京都告示第五百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項

の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年四月十日から起算して二週間
東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年四月十日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 東京市川

二 変更の区間 中央区勝どき六丁目百一番四地内から同
所百三番一地内まで

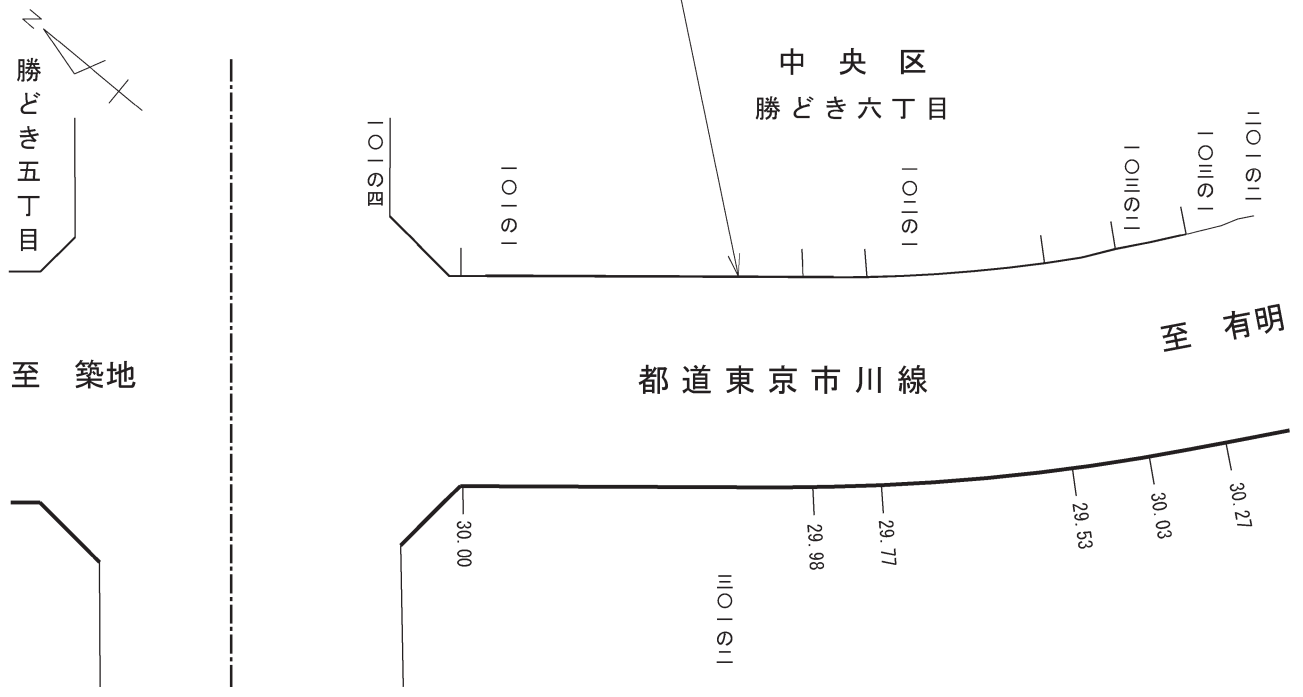
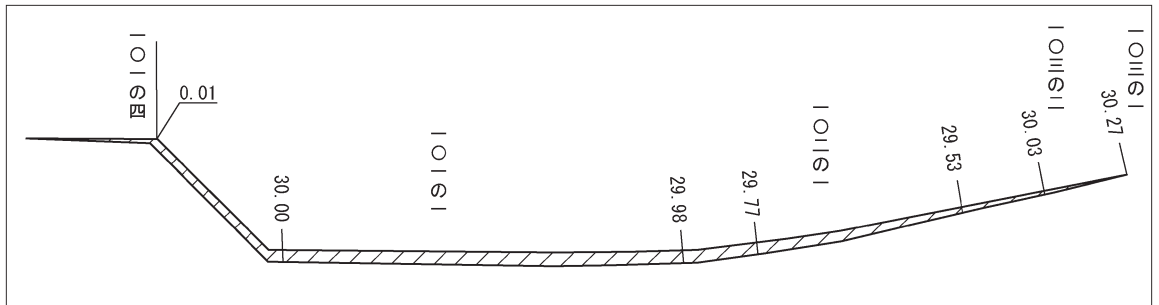
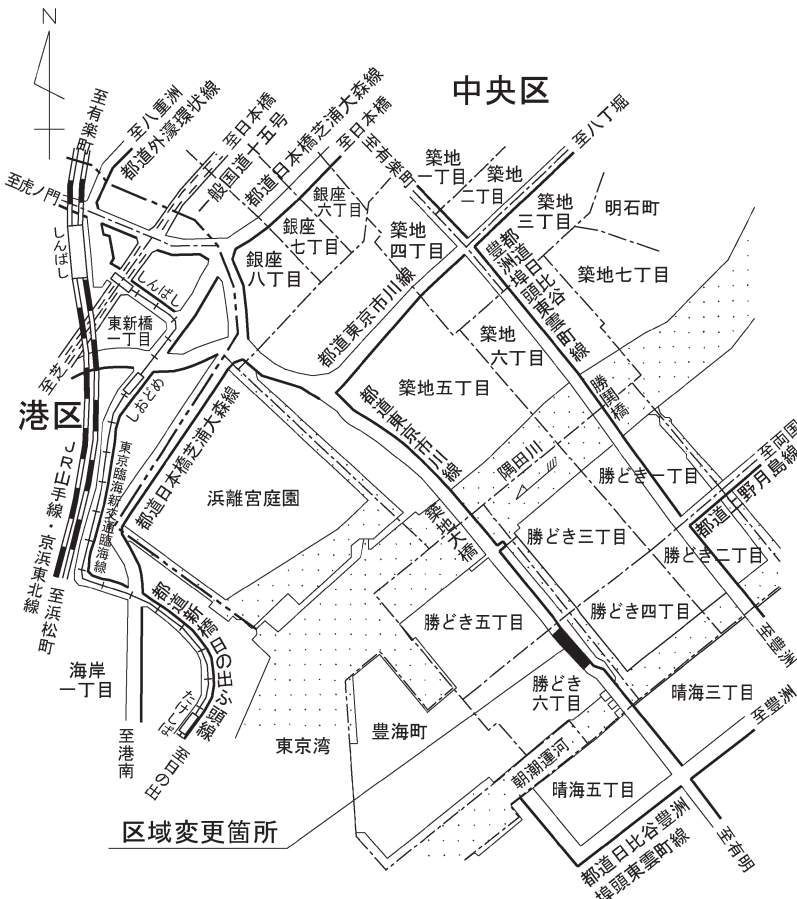
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道東京市川線区域変更略図
中央区勝どき六丁目地内



延長 一一七・三メートル
面積 一・六四平方メートル



告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第七十号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和八年四月十日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在 地

アスハイム光が丘 練馬区谷原四丁目三番二十三号

告示(公)

●東京都公安委員会告示第130号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第7条の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月10日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬道明

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

令和8年7月11日(土曜日)
午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和8年10月3日(土曜日)

午前8時30分から午後4時30分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁駿洲運転免許試験場

3 検定の実施種別

規則第1条第2号の警備業務(以下「施設警備業務」という。)に係る規則第4条に規定する1級の検定(以下「1級検定」という。)

4 検定予定人員

20名

5 受検対象者

(1) 規則第4条に規定する2級の検定(施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 東京都公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

6 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 検定申出の受付期間

令和8年5月25日(月曜日)及び同月26日(火曜日)の2日間
午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

03(3581)8201

7 申請手続

(1) 申請方法

警察署に持参又は警視庁行政手続オンラインによる申請

(2) 受付期間

警察署に持参

令和8年6月3日(水曜日)から同月5日(金曜日)までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

イ 警視庁行政手続オンラインによる申請

令和8年6月3日(水曜日)午前8時30分から同月5日(金曜日)午後11時59分まで

(3) 申請先

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

(4) 申請書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横

<p>の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2 葉</p> <p>ウ 前(3)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各 1 通</p> <p>（ア）前(3)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>（イ）前(3)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各 1 通</p> <p>（ア）前記5の(1)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>（イ）前記5の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>（5） 検定手数料 16,000円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p>	<p>電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第131号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和8年4月10日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間</p> <p>（1） 学科試験 令和8年7月11日（土曜日） 午前8時30分から午前11時まで</p> <p>（2） 実技試験 令和8年10月3日（土曜日） 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁綾洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第2号の警備業務（施設警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 60名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。</p>	<p>なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>（1） 検定申出の受付期間 令和8年5月27日（水曜日）及び同月28日（木曜日）の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>（2） 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>6 申請手続</p> <p>（1） 申請方法 警察署に持参又は警視庁行政手続オンラインによる申請</p> <p>（2） 受付期間 警察署に持参 令和8年6月3日（水曜日）から同月5日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>イ 警視庁行政手続オンラインによる申請 令和8年6月3日（水曜日）午前8時30分から同月5日（金曜日）午後11時59分まで</p> <p>（3） 申請先 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>（4） 申請書類</p>
---	---	--

<p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉</p> <p>ウ 前(3)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>（ア）前(3)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在り明らかとなる書面</p> <p>（イ）前(3)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>（5） 検定手数料 16,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第132号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。 令和8年4月10日</p>	<p>東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明</p> <p>記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和8年6月18日（木曜日）から同月24日（水曜日）までの6日間（日曜日を除く。） 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 江東区青海二丁目4番32号 TIME24ビル</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号で定める警備業務（人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「2号警備業務」という。）</p> <p>4 講習予定人員 200名</p> <p>5 受講対象者 （1）最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 （2）警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 （3）検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、</p>	<p>当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>（4）東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>（1）受講申出の受付期間 令和8年5月13日（水曜日）及び同月14日（木曜日）の2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>（2）受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03 (3837) 2160</p> <p>（3）受講対象者の確定方法 受講対象者のうち160名は、次に掲げる者を優先す</p>
--	---	---

る。

ア 現に東京都内に居住する者

イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者

7 申込手続

(1) 受付期間

電話受付予約終了後から令和8年6月2日(火曜日)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会

(3) 申込書類

ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通

イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通

(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合

格証明書の写し及び警備業務従事証明書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

(ウ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し

(エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

ウ 前6の(3)のイ又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通

(ア) 前6の(3)のイに該当する者は、本籍又は国籍等の記載のある住民票の写し

(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、本籍又は国籍等の記載のある住民票の写し及び現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書

ただし、前6の(3)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。

8 受講料納入手続

(1) 受講料納入の受付期間

令和8年6月10日(水曜日)及び同月11日(木曜日)の2日間

午前9時から午後4時30分まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会

(3) 受講手数料

38,000円

9 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会

電話 03(5818)6070

(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03(3581)4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第133号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月10日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 講習の実施期間及び時間

令和8年7月13日(月曜日)から同月17日(金曜日)までの5日間

電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第134号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第2条の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月10日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 講習の実施期間及び時間

令和8年7月16日（木曜日）及び同月17日（金曜日）の2日間

午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第4号で定める警備業務（人の身体に対する危害の発生を、その身辺において警戒し、防止する業務をいう。以下「4号警備業務」という。）

4 講習予定人員

50名

5 受講対象者

法第2条第1項に定める警備業務のうち、4号警備業

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会

(3) 申込書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 4号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を陳明した上で、前記5に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

8 受講料納入手続

(1) 受講料納入の受付期間

令和8年6月30日（火曜日）及び同年7月1日（水曜日）の2日間

午前9時から午後4時30分まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会

(3) 受講手数料

34,000円

9 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会

電話 03 (5818) 6070

(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第4号で定める警備業務（人の身体に対する危害の発生を、その身辺において警戒し、防止する業務をいう。以下「4号警備業務」という。）

4 講習予定人員

30名

5 受講対象者

最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

6 受講申出の要領

受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 受講申出の受付期日

令和8年6月8日（月曜日）

午前9時から午後5時まで

(2) 受付専用電話

一般社団法人東京都警備業協会

電話 03 (3837) 2160

7 申込手続

(1) 受付期間

電話受付予約終了後から令和8年6月24日（水曜日）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで

務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。)又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。)の交付を受けている者であつて、最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

6 受講申出の要領
 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。
 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 受講申出の受付期日
 令和8年6月9日(火曜日)
 午前9時から午後5時まで

(2) 受付専用電話
 一般社団法人東京都警備業協会
 電話 03(3837)2160

7 申込手続
 (1) 受付期間
 電話受付予約終了後から令和8年6月24日(水曜日)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)
 午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所
 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
 一般社団法人東京都警備業協会

(3) 申込書類
 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通
 イ 4号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員

指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通
 ウ 4号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

8 受講料納入手続
 (1) 受講料納入の受付期間
 令和8年6月30日(火曜日)及び同年7月1日(水曜日)の2日間
 午前9時から午後4時30分まで

(2) 受付場所
 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
 一般社団法人東京都警備業協会

(3) 受講手数料
 10,000円

9 問合せ先
 (1) 一般社団法人東京都警備業協会
 電話 03(5818)6070
 (2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
 電話 03(3581)4321 内線30312

公 告

国土調査の成果の認証について

足立区における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。
 令和八年四月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 調査を行った者 足立区
 の名称

二 調査を行った期 令和三年七月から令和五年三月まで
 間

三 成果の名称 足立区(神明一丁目)の地籍図及び
 地籍簿

四 調査を行った地 足立区神明一丁目
 域

五 認証年月日 令和八年三月二十四日

国土調査の成果の認証について

羽村市における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。
 令和八年四月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 調査を行った者 羽村市
 の名称

二 調査を行った期 令和六年六月から令和七年九月ま
 間

三 成果の名称 羽村市(羽西三丁目の一部)の地籍
 図及び地籍簿

四 調査を行った地 羽村市羽西三丁目の一部

<p>五 認証年月日 令和八年三月二十四日</p> <p>域 国土調査の成果の認証について 青梅市における国土調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>令和八年四月十日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 調査を行った者 杉並区</p>	<p>二 調査を行った期 令和二年六月から令和四年三月まで</p> <p>三 成果の名称 青梅市（大門一丁目地内外）の地籍図及び地籍簿</p> <p>四 調査を行った地 青梅市大門一丁目地内外</p> <p>五 認証年月日 令和八年三月二十七日</p> <p>街区境界調査成果の認証について 杉並区における街区境界調査成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定に基づき街区境界調査成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>令和八年四月十日 東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>二 調査を行った期 令和五年六月から令和六年二月まで</p> <p>三 成果の名称 杉並区（西荻南一・二丁目の一部）の街区境界調査図及び街区境界調査簿</p> <p>四 調査を行った地 杉並区西荻南一丁目及び西荻南二丁目各一部</p> <p>五 認証年月日 令和八年三月二十七日</p> <p>街区境界調査成果の認証について 江戸川区における街区境界調査成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定に基づき街区境界調査成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>令和八年四月十日 東京都知事 小 池 百合子</p>
<p>五 認証年月日 令和八年三月二十七日</p> <p>域 街区境界調査成果の認証について 福生市における街区境界調査成果を、国土調査法（昭和</p>	<p>二 調査を行った期 令和四年八月から令和七年一月まで</p> <p>三 成果の名称 江戸川区（江戸川一丁目①）の街区境界調査図及び街区境界調査簿</p> <p>四 調査を行った地 江戸川区江戸川一丁目の一部</p> <p>五 認証年月日 令和八年三月二十七日</p>	<p>二 調査を行った期 令和四年十月から令和六年一月まで</p> <p>三 成果の名称 福生市（大字熊川の一部）の街区境界調査図及び街区境界調査簿</p> <p>四 調査を行った地 福生市大字熊川の一部</p> <p>五 認証年月日 令和八年三月二十七日</p> <p>特定漁港漁場整備事業計画案の縦覧について 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三十七号）第十七条第四項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画案を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該特定漁港漁場整備事業計画案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、東京都知事に対して意見書を提出することができる。</p> <p>令和八年四月十日 東京都知事 小 池 百合子</p>
<p>二 縦覧期間 令和八年四月十日から二十日間</p>	<p>一 縦覧に供する書類の名称 特定漁港漁場整備事業計画案（八重根地区）</p>	<p>一 調査を行った者 福生市</p> <p>二 調査を行った期 令和四年十月から令和六年一月まで</p> <p>三 成果の名称 福生市（大字熊川の一部）の街区境界調査図及び街区境界調査簿</p> <p>四 調査を行った地 福生市大字熊川の一部</p> <p>五 認証年月日 令和八年三月二十七日</p>

三 縦覧場所

東京都八丈支庁港湾課

八丈町大賀郷二千四百六十六番地二

四 意見書の提出先

東京都港湾局離島港湾部計画課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎九階北側

階北側

特定漁港漁場整備事業計画変更案の縦覧につ

いて

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律
第三百三十七号）第十七条第十一項において準用する同条第
四項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画変更の案を
次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画変更の案に意見が
ある者は、縦覧期間満了の日までに、東京都知事に対して
意見書を提出することができる。

令和八年四月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 縦覧に供する書類の名称

特定漁港漁場整備事業計画変更案（三浦地区）

二 縦覧期間

令和八年四月十日から二十日間

三 縦覧場所

東京都大島支庁神津島出張所

神津島村千二百四番地

四 意見書の提出先

東京都港湾局離島港湾部計画課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎九階北側

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
公布する。

令和8年4月10日

東京都収用委員会

会長 松 尾 弘

1 起業者の名称 東京都

2 事業の種類 東京都市計画道路事業区画街路都市高速

鉄道第10号線付風街路第14号線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、

地番、地目及び地積等

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関して権利を有する関係人の氏

名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 令和8年4月2日

別記のとおり

別記

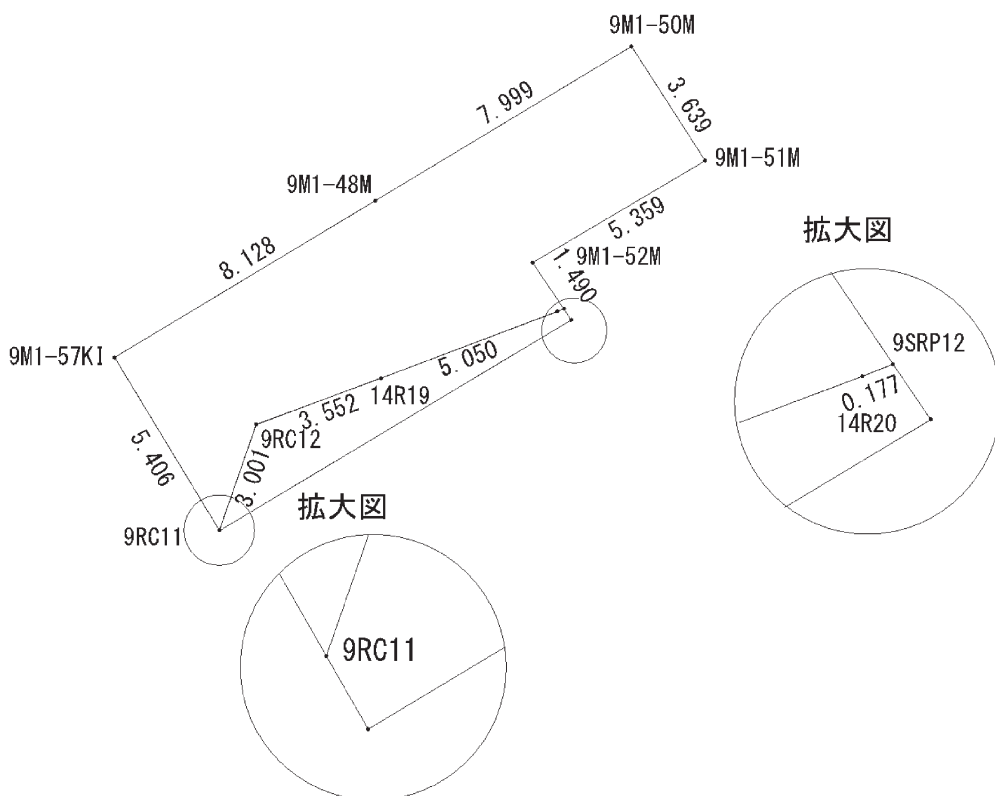
裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都世田谷区南島山五丁目	709番14	山林	m ² 76	m ² 78.23	m ² 66.17	原島博 (持分3分の1) 原島美樹子 (持分3分の1) 原島英樹 (持分3分の1)	東京都世田谷区南島山二丁目3番14号 東京都世田谷区南島山二丁目3番14号 東京都世田谷区粕谷三丁目30番6号	原島博	東京都世田谷区南島山二丁目3番14号	土地の使用貸借による権利	別図のとおり

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都世田谷区南烏山五丁目 709 番 14 のうち

66.17 平方メートル



単位：メートル

NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
9M1-50M	-36841.949	-21055.687	-8.819	324909.148231
9M1-48M	-36846.079	-21062.537	-13.814	508991.735306
9M1-57K1	-36850.270	-21069.501	-4.165	153481.374550
9RC11	-36854.895	-21066.702	3.787	-139569.487365
9RC12	-36852.061	-21065.714	4.318	-159127.199398
14R19	-36850.825	-21062.384	8.052	-296722.842900
14R20	-36849.035	-21057.662	4.887	-180081.234045
9SRP12	-36848.971	-21057.497	-0.669	24651.961599
9M1-52M	-36847.736	-21058.331	3.779	-139247.594344
9M1-51M	-36845.009	-21053.718	2.644	-97418.203796
合 計				-132.342162
合 計 面 積				66.1710810
地 積				66.17 m ²

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

